

第6回太良町議会（定例会第4回）

令和2年12月4日～12月11日

議案

令和2年第6回太良町議会（定例会第4回）

会期（案）

会期 8日間（12月4日～12月11日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘要
第1日	12.4	金	本会議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議案一括上程 町長の提案理由の説明 委員長報告
第2日	12.5	土	休会	—	
第3日	12.6	日	休会	—	
第4日	12.7	月	(議案調査)		
第5日	12.8	火	本会議	9時30分	一般質問（4名）
第6日	12.9	水	本会議	9時30分	一般質問（2名）
第7日	12.10	木	(議案調査)		
第8日	12.11	金	本会議	9時30分	議案審議・討論・採決・閉会

令和2年第6回太良町議会（定例会第4回）

議事日程第1号

第1日目 12月4日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議案一括上程 町長提案 議案第80号～議案第91号 町長の提案理由の説明
日程第 5	委員長報告 総務常任委員会（行政視察） 経済建設常任委員会（所管事務調査）

提 出 議 案 目 錄

- 議案第80号 太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の制定について
- 議案第81号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 指定管理者の指定について
- 議案第83号 指定管理者の指定について
- 議案第84号 指定管理者の指定について
- 議案第85号 指定管理者の指定について
- 議案第86号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第87号 令和2年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第88号 令和2年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第89号 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第90号 令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第91号 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について

上記のとおり

令和2年12月4日

太良町長 永 渕 孝 幸

議員派遣の報告

令和2年12月4日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 第23回市町行政講演会

- (1) 目的 地方自治体に携わるものとしての職務遂行に必要な知識および諸情報を取得して、更なる活性化を図り住民福祉の向上に資する。
- (2) 派遣場所 佐賀市文化会館
- (3) 期間 令和2年10月23日
- (4) 派遣議員 坂口議長、江口副議長、竹下議員、田川議員、川下議員、所賀議員

2 令和2年度 杵藤地区町村議會議長会議員研修会

- (1) 目的 議会活動の活性化と議員の資質向上のため
- (2) 派遣場所 白石町「福富ゆうあい館」
- (3) 期間 令和2年11月6日
- (4) 派遣議員 坂口議長、江口副議長、久保議員、川下議員、田川議員、竹下議員、待永議員、松崎議員、西田議員、山口議員

3 令和2年度 町議会広報研修会

- (1) 目的 議会活動に対する住民の理解と関心を深めることが求められている状況にかんがみ、議会広報の向上発展に資するため
- (2) 派遣場所 ホテルマリターレ創世佐賀
- (3) 期間 令和2年11月17日
- (4) 派遣議員 議会広報編集特別委員会委員 4人

4 令和2年度 第2回市町村議会議員特別セミナー

- (1) 目的 地方行財政をテーマのもと、今後のわがまちの未来と地方議員に求められている役割について学び、議員としての資質向上に資する。
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」
- (3) 期間 令和2年11月19日～20日
- (4) 派遣議員 竹下議員

5 令和2年度 政策・実務研修「これからの農業を考える」

- (1) 目的 農業の更なる成長に必要な、異業種連携による資源・技術・知見等の活用、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の推進、生産・流通システムの高度化等について学び、議員としての資質向上に資する。
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」
- (3) 期間 令和2年11月25日～27日
- (4) 派遣議員 田川議員

議案第80号

太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の制定について

太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

太良町長 永 渕 孝 幸

(提案理由)

公職選挙法の一部を改正する法律により、太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定する必要が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定により、太良町議会議員及び太良町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担）

第2条 太良町議会議員及び太良町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第4条第2号イにおいて同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により太良町に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、太良町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）

第4条 太良町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第

2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額
 - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）
 - ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につ

き同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 太良町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 太良町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙のポスター掲示板の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に對し支払う。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の施行の日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

議案第81号

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したい
ので、議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されることに伴い、関連する太良町
国民健康保険税条例について一部を改正する必要が生じたため、この案を提案する。

別紙

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

太良町国民健康保険税条例（昭和34年太良町条例第95号）の一部を次のように改正する。

第25条第1号中「合算額が」の次に「、」を加え、「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第3号中「合計」を「合算」に、「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「法」に、「とする。」」

を「とする。) 及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の太良町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第82号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

太良町長 永淵孝幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町中山キャンプ場	太良町大字多良1422番地 太良美装 代表 江川二作	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定により、太良町中山キャンプ場の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第83号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町自然休養村管理センター		
太良町野外音楽堂		
太良町営野球場		
太良町営テニスコート		
太良町営屋内プール		
太良町民体育センター	太良町大字多良1422番地 太良美装	令和3年4月1日 から
道越環境広場	代表 江川 二作	令和6年3月31日 まで
健康広場ゲートボール場		
太良町B&G海洋センター運動広場		
太良町B&G海洋センター体育館		
太良町B&G海洋センター第2体育館		
太良町弓道場		

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定により、太良町社会教育施設等の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第84号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町総合福祉保健センター	太良町大字多良1番地17 社会福祉法人 太良町社会福祉協議会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により、太良町総合福祉保健センターの指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

太良町長 永 渕 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町営火葬場	太良町大字糸岐 3897 番地1 有限会社 太良クリーンセンター	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により、太良町営火葬場の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

令和 2 年度太良町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 2 年度太良町一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 859,141 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,292,652 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 12 月 4 日提出
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 岐 入 岐 出 予 算 捕 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12. 分担金及び負担金		32, 935	4, 298	37, 233
1. 分担金		11, 409	4, 035	15, 444
2. 負担金		21, 526	263	21, 789
14. 国庫支出金		2, 046, 799	147, 656	2, 194, 455
1. 国庫負担金		446, 007	147, 544	593, 551
3. 委託金		2, 645	112	2, 757
15. 県支出金		541, 850	400, 768	942, 618
1. 県負担金		243, 238	582	243, 820
2. 県補助金		280, 857	400, 186	681, 043
17. 寄附金		1, 001, 002	150, 000	1, 151, 002
1. 寄附金		1, 001, 002	150, 000	1, 151, 002
18. 繰入金		1, 522, 000	65, 364	1, 587, 364
2. 基金繰入金		1, 514, 613	65, 364	1, 579, 977
20. 諸収入		180, 751	11, 455	192, 206

(単位：千円)

款		項	補正前の額	補正額	額	計
21. 町債	5. 雑入		129, 491	11, 455	140, 946	
	1. 町債		490, 077	79, 600	569, 677	
	歳入	合計	490, 077	79, 600	569, 677	
			9, 433, 511	859, 141	10, 292, 652	

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		80, 761	10	80, 771
1. 議会費		80, 761	10	80, 771
2. 総務費		2, 339, 149	204, 577	2, 543, 726
1. 総務管理費		2, 208, 722	206, 666	2, 415, 388
3. 戸籍住民基本台帳費		39, 069	△2, 089	36, 980
3. 民生費		2, 565, 289	26, 046	2, 591, 335
1. 社会福祉費		1, 944, 707	982	1, 945, 689
2. 児童福祉費		620, 580	25, 064	645, 644
4. 衛生費		754, 879	922	755, 801
1. 保健衛生費		444, 725	△2, 718	442, 007
2. 清掃費		310, 154	3, 640	313, 794
6. 農林水産業費		838, 983	11, 596	850, 579
1. 農業費		3.92, 730	10, 260	402, 990
3. 水産業費		252, 563	1, 336	253, 899

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		450,707		260 450, 967
	1. 商工費	450,707		26.0 450, 967
8. 土木費		703,669	7,887	711,556
	1. 土木管理費	34,387	10	34, 397
	2. 道路橋梁費	335,837	13	335, 850
	3. 河川費	23,151	5,000	28, 151
	5. 住宅費	310,121	2,864	312, 985
9. 消防費		218,590	1,088	219, 678
	1. 消防費	218,590	1,088	219, 678
10. 教育費		827,624	0	827, 624
	5. 保健体育費	332,897	0	332, 897
11. 災害復旧費		145,166	606,755	751, 921
	1. 農林水産施設災害復旧費	50,072	396,755	446, 827
	2. 公共土木施設災害復旧費	95,094	210,000	305, 094
歳出	合計	9,433,511	859,141	10,292, 652

第2表 地方債補正

1 追 加 (単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
林道災害復旧事業債(現年災)	1,700	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資 金及び地方公共団体 金融機構資金について、 利率の見直しを行つた後におい ては、当該見直し後の利 率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ の他の場合におけるものによ る。ただし、据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換え ることができる。

2 変 更 (単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	前 補 正 後	償還の方法	
農地等災害復旧事業債(現年災)	1,100	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資 金及び地方公共団体 金融機構資金について、 利率の見直しを行つた後におい ては、当該見直し後の利 率)	9,100 普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資 金及び地方公共団体 金融機構資金について、 利率の見直しを行つた後におい ては、当該見直し後の利 率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ の他の場合におけるものによ る。ただし、据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換え ことができる。
道路等災害復旧事業債(現年災)	19,900	〃	〃	89,800 〃	〃	

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
12. 分担金及び負担金	32,935	4,298	37,233	
14. 国庫支出金	2,046,799	147,656	2,194,455	
15. 県支出金	541,850	400,768	942,618	
17. 寄附金	1,001,002	150,000	1,151,002	
18. 繰入金	1,522,000	65,364	1,587,364	
20. 諸収入	180,751	11,455	192,206	

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
21. 町債	490,077	79,600	569,677	
歳入合計	9,433,511	859,141	10,292,652	

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	定方債	財源	その他
1. 議会費	80,761	10	80,771				10
2. 総務費	2,339,149	204,577	2,543,726	262		204,600	△285
3. 民生費	2,565,289	26,046	2,591,335	9,781			500
4. 衛生費	754,879	922	755,801	473		263	186
6. 農林水産業費	838,983	11,596	850,579	5,717			5,879
7. 商工費	450,707	260	450,967				260
8. 土木費	703,669	7,887	711,556			1,250	6,637

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	額	計	補正額の財源内訳				
					国県支出金	定 財	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
9. 消防費	218,590	1,088	219,678						1,088
10. 教育費	827,624	0	827,624	13,047				△11,000	△2,047
11. 災害復旧費	145,166	606,755	751,921	519,144			79,600	2,785	5,226
歳出合計	9,433,511	859,141	10,292,652	548,424			79,600	198,398	32,719

2. 歳入
(款) 12. 分担金及び負担金 (項) 1. 分担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 土木費分担金	5,750	1,250	7,000	1. 河川費分担金	1,250	急傾斜地崩壊防止事業費分担金 (25%)
4. 災害復旧費分担金	880	2,785	3,665	1. 農林水産施設災害復旧費分担金	2,785	農地等災害復旧事業費分担金 (補助・現年災)
計	11,409	4,035	15,444			

(款) 12. 分担金及び負担金 (項) 2. 負担金

2. 衛生費負担金	3,007	263	3,270	1. 保健衛生費負担金	263	未熟児養育医療給付事業費保護者負担金
計	21,526	263	21,789			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節 分		金 額	説 明
				区 分	金 額		
1. 民生費国庫負担金	405,274	7,159	412,433	2. 児童福祉費負担金		7,159	施設型給付費負担金 (1/2)
2. 衛生費国庫負担金	713	315	1,028	1. 保健衛生費負担金		315	未熟児養育医療給付事業費負担金 (1/2)
4. 災害復旧費国庫負担金	40,020	140,070	180,090	1. 公共土木施設災害復旧費負担金		140,070	道路等災害復旧事業費負担金 (2/3)
計	446,007	147,544	593,551				

(款) 14. 国庫支出金 (項) 3. 委託金

2. 民生費委託金	2,450	112	2,562	1. 社会福祉費委託金		112	国民年金事務費委託金
計	2,645	112	2,757				

(款) 15. 県支出金 (項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節 分		金 額	説 明
				区 分	金 額		
1. 民生費県負担金	242,882	424	243,306	2. 児童福祉費負担金		424	施設型給付費負担金 (1/4)
2. 衛生費県負担金	356	158	514	1. 保健衛生費負担金		158	未熟児養育医療給付事業費負担金 (1/4)
計	243,238	582	243,820				

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 領	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費県補助金	3,268	262	3,530	1. 総務管理費補助金	262	2 世紀に残す佐賀県遭産支援事業費補助金 (1/2)
2. 民生費県補助金	39,899	2,086	41,985	1. 社会福祉費補助金	109	民生児童委員活動費交付金 (定額)
				地区民生委員活動費交付金 (定額)	20	
				遺家族等援護事務市町交付金 (定額)	55	
				2. 児童福祉費補助金	1,977	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 (10/10)
4. 農林水産業費県補助金	212,403	5,717	218,120	1. 農業費補助金	5,717	さが園芸生産888億円推進事業費補助金 (1/2・1/3)
						強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (1/2・3/10)
						園芸生産次期作支援緊急対策事業費補助金 (10/10)
7. 教育費県補助金	745	13,047	13,792	5. 保健体育費補助金	13,047	142 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技施設整備 費補助金 (1/2)
8. 災害復旧費県補助金	18,174	379,074	397,248	1. 農林水産施設災害 復旧費補助金	379,074	農地等災害復旧事業費補助金 (96.1%・98.9%)
計	280,857	400,186	681,043			林道災害復旧事業費補助金 (50%)

(款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節	説 明
				区分	金 額
4. ふるさと応援寄附金	1,001,000	150,000	1,151,000	1. ふるさと応援寄附金	150,000 ふるさと応援寄附金
計	1,001,002	150,000	1,151,002		

(款) 18. 繼入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	264,554	21,264	285,818	1. 財政調整基金繰入金	21,264 財政調整基金繰入金
7. 公共施設整備基金繰入金	143,000	△11,000	132,000	1. 公共施設整備基金 繰入金	△11,000 公共施設整備基金繰入金
9. ふるさと応援寄附基金繰入金	917,500	55,100	972,600	1. ふるさと応援寄附基金 繰入金	55,100 ふるさと応援寄附基金繰入金
計	1,514,613	65,364	1,579,977		

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雜入

4. 維入	129,462	11,455	140,917	2. 維入	11,455 後期高齢療養給付費負担金精算金
計	129,491	11,455	140,946		8,767 介護保険費負担金精算金

(款) 21. 町債 (項) 1. 町債

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 領	計	節		説 明
				区分	金額	
6. 災害復旧債	21,000	79,600	100,600	1. 農林水産施設等災害復旧事業債	9,700	農地等災害復旧事業債 (現年災)
				2. 公共土木施設災害復旧事業債	1,700	林道災害復旧事業債 (現年災)
計	490,077	79,600	569,677			

3歳出
(歳) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				特	定	財	
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	80,761	10	80,771				10 共済組合負担金
計	80,761	10	80,771				

(表) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 領	計	補正額の財源内訳			節	説 明
				特	定 財	源		
	国県支出金	地方債	その他	一般財源	区 分	金額		
1. 一般管理費	350,048	△559	349,489		△559	2. 納料	△386	一般職給
					3. 職員手当等	45	管理職員特別勤務手当 勤勉手当 退職手当組合負担金	100 63 △46 △72
					4. 共済費	△218	共済組合負担金	
4. 企画財政管理費	739,824	57,225	797,049	262	54,600	2,363 7. 報償費	45,000	ふるさと応援寄附金謝礼
						11. 役務費	1,400	手数料
						12. 委託料	8,250	インターネット広告委託料
						17. 備品購入費	2,050	情報化推進事業用備品
						18. 負担金補助及び交付金	525	22世紀に残す佐賀県遺産支援事業費補助金
16. ふるさと応援寄附基金費	1,000,000	150,000	1,150,000		150,000	24. 積立金	150,000	ふるさと応援寄附基金積立金
計	2,208,722	206,666	2,415,388	262	204,600	1,804		

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	39,069	△2,089	36,980		△2,089	2. 給料	△1,549	一般職給 (3人→2人)
3. 職員手当等				△534	△534	3. 職員手当等	9	
						通勤手当	△39	
						勤勉手当	△209	
						退職手当組合負担金	△295	
4. 共済費				△369	△369	4. 共済費	△362	
						共済組合負担金	△7	
12. 委託料				363	363	12. 委託料	△7	
						住民基本台帳ネットワークシステム機器保守委託料		
計	39,069	△2,089	36,980		△2,089			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明	
				特定期		財源	一般財源 区分		
				国県支出金	地方債	その他			
1. 社会福祉総務費	1,043,521	182	1,043,703	109			73	10. 需用費 150 消耗品費	
2. 老人福祉総務費	445,354	81	445,435				81	10. 需用費 50 消耗品費	
4. 心身障害者福祉総務費	343,453	90	343,543				90	10. 需用費 60 消耗品費	
5. 国民年金費	9,446	116	9,562	112			11. 役務費 11. 役務費 30 通信運搬費	19. 扶助費 0 障害者自立支援給付費 △1,000 補装具費支給事業費 1,000	
6. 総合福祉保健センター管理費	35,699	380	36,079				4. 共済費 3 共済組合負担金	12. 委託料 113 国民年金システム改修業務委託料	
7. 地域支援事業費	67,234	133	67,367				380 10. 需用費 380 修繕料	133 10. 需用費 20 消耗品費 11. 役務費 113 通信運搬費 4 手数料 109	

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉社費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 領	額 計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節	説 明	
				特 定 財 源	國 県 支 出 金	地 方 債 債	そ の 他	一般財源	
計	1,944,707	982	1,945,689	221				761	

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉社費

1. 児童福祉社務費	127,747	7,923	135,670	1,977	500	5,446	4. 共 濟 費	87	共済組合負担金
						10. 需 用 費		116	消耗品費
						18. 負担金補助及び交付金	2,527	誕生日金	550
									保育所等新型コロナウイルス感染症緊急支援事業費補助金 1,977
						22. 償還金利息及び割引料	5,193	国庫支出金精算返納金	3,571
									県支出金精算返納金 1,622
3. 児童措置費	482,430	17,141	499,571	7,583		9,558	18. 負担金補助及び交付金	17,141	施設型給付費負担金
計	620,580	25,064	645,644	9,560		500	15,004		

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
				特定財源		一般財源	その他				
				国県支出金	地方債						
1. 保健衛生総務費	85,946	894	86,840	86,840	473	263	158	11. 役務費	手数料		
2. 予防費	55,795	△4,142	51,653				19. 扶助費	893	未熟児養育医療費		
4. 環境衛生費	87,704	530	88,234			△4,142	7. 報償費	△160	健康増進計画及び食育推進計画策定委員報償金		
計	444,725	△2,718	442,007	442,007	473	263	27. 繰出金	530	△4,510 通信運搬費		
						△3,454			△4,510 健康増進計画及び食育推進計画策定業務委託料		
									530 簡易水道特別会計繰出金(建設費繰出分)		

(単) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	額	補正額の財源内訳				金額	説明
				特定期		財源	一般財源		
				国県支出金	地方債	その他	一般財源		
1. 垢芥処理費	229,390	3,639	233,029				3,639	10,需用費	2,464 消耗品費
								18.負担金補助及び交付金	1,175 佐賀県西部広域環境組合負担金 ごみ袋収集箱設置費補助金
2. し尿処理費	80,764	1	80,765					1 18.負担金補助及び交付金	1 鹿島藤津地区衛生施設組合負担金
計	310,154	3,640	313,794				3,640		

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	額	補正額の財源内訳			節	明
				特	定	財		
			計	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
3. 農業振興費	73,399	580	73,979	580			18.	農芸生産次期支援緊急対策事業費補助金 6,448
4. 特産地づくり推進費	19,434	6,636	26,070	5,137			1,499	さがが園芸生産 8.8億円推進事業費補助金 6,336 強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金 188
7. 農地費	162,852	3,044	165,896				3,044	一般職給(1人→2人) 2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費 勤勉手当 退職手当組合負担金 共済組合負担金 7
計	392,730	10,260	402,990	5,717			4,543	

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			金額	説明
				県支出金	地方債	その他		
1. 水産業総務費	98,124	60	98,184				60	扶養手当等
2. 漁港建設費	154,439	1,276	155,715				1,276	13. 使用料及び賃借料
計	252,563	1,336	253,899				1,336	1,276 重機借上料

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

3. 銀光費	101,724	260	101,984				260	10. 需用費	260 修繕料
計	450,707	260	450,967				260		

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				特	定	財	
	国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1. 土木総務費	34,387	10	34,397				10 扶養手当
計	34,387	10	34,397				

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

目	道路橋梁総務費	計	13 31,539	31,552	補正額の財源内訳			説明
					特	定	財	
	国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1. 道路橋梁総務費								13 扶養手当
計	335,837	13	335,850					

(款) 8. 土木費 (項) 3. 河川費

目	河川総務費	計	23,151	5,000	28,151	補正額の財源内訳			説明
						特	定	財	
	国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額			
1. 河川総務費									5,000 急傾斜地崩壊防止事業
計	23,151	5,000	28,151			1,250	3,750	14. 工事請負費	

(款) 8. 土木費 (項) 5. 住宅費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				特	定	財		
	国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1. 住宅管理費	39,044	2,864	41,908			2,864	10. 需用費	2,600 修繕料
							12. 委託料	264 口座システム改修委託料
計	310,121	2,864	312,985			2,864		

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

1. 常備消防費	132,778	608	133,386				608 18. 負担金補助及び交付金	608 牛津地区広域市町村圏組合負担金(消防費)
4. 防災費	16,570	480	17,050				480 14. 工事請負費	480 河川カメラ設置工事
計	218,590	1,088	219,678				1,088	

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

2. 体育施設費	222,888	0	222,888	13,047		△11,000	△2,047	
計	332,897	0	332,897	13,047		△11,000	△2,047	財源組替

(款) 11. 災害復旧費 (項) 1. 農林水産施設災害復旧費

(単位: 千円)

目 の 項	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節	説 明
				国 県 支 出 金	地 方 債	其 他	一般財源		
1. 農地等災害復旧費	35,602	398,152	433,754	377,152	8,000	2,785	10,215	8. 旅 費	52 普通旅費
								10. 需用費	100 消耗品費
								13. 使用料及び賃借料	10,000 重機借上料
								14. 工事請負費	388,000 農地等災害復旧事業(補助)
2. 林道災害復旧費	14,470	△1,397	13,073	1,922	1,700		△5,019	12. 委託料	△5,397 林道災害査定設計委託料
								14. 工事請負費	4,000 林道災害復旧事業(補助)
計	50,072	396,755	446,827	379,074	9,700	2,785	5,196		

(款) 11. 災害復旧費 (項) 2. 公共土木施設災害復旧費

1. 道路橋梁等災害復旧費	90,574	210,000	300,574	140,070	69,900			30. 14. 工事請負費	210,000 道路橋梁等災害復旧事業(補助)
計	95,094	210,000	305,094	140,070	69,900			30	

2 一般職
(1) 総括

補正予算給与費明細書

(1) 分職員数 (単位:人、千円)

区分	分職員数	給与費			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
補正後	177 (75)[8]	122,899	354,200	284,369	761,468	116,657
補正前	177 (75)[8]	122,899	354,200	284,153	761,252	116,657
比較	0 (0)[0]	0	0	216	216	0
					216	216

職員手当	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
補正後	18,067	102,290	58,192	1,911	7,335	4,109	
正前	17,984	102,290	58,192	1,902	7,272	4,148	
較	83	0	0	9	63	△39	

職員手当	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当	組合負担金
補正後			24,767	22	325	67,351	
正前			24,767	22	225	67,351	
較			0	0	100	0	
							△39

()内はパートタイムの会計年度用職員を外書きしたもの、[]内は再任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度在用職員以外の職員

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	102 [8]		354,200 [12,398]	267,646 [2,535]	621,846 [14,933]	116,657 [0]	738,503 [14,933]	
補正前	102 [8]		354,200 [12,398]	267,430 [2,535]	621,630 [14,933]	116,657 [0]	738,287 [14,933]	
比較	0 [0]		0 [0]	216 [0]	216 [0]	0 [0]	216 [0]	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当	当
	正	18,067 [0]	85,567 [1,501]	58,192 [784]	1,911 [0]	7,335 [0]	4,109 [150]	
	後							
	正	17,984 [0]	85,567 [1,501]	58,192 [784]	1,902 [0]	7,272 [0]	4,148 [150]	
	前							
	比較	83 [0]	0 [0]	0 [0]	9 [0]	63 [0]	△39 [0]	

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金	当	
	正			24,767 [100]	22 [0]	325 [0]	67,351 [0]	
	後							
	正			24,767 [100]	22 [0]	225 [0]	67,351 [0]	
	前							
	比較			0 [0]	0 [0]	100 [0]	0 [0]	

[]内は再任用職員を外書きしたもの
再任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数見込みは7人)

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 給 手 費			共 濟 費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当			
補 正 後	75 (75)	122,899 (122,899)		16,723 (16,723)	139,622 (139,622)	139,622 (139,622)	
補 正 前	75 (75)	122,899 (122,899)		16,723 (16,723)	139,622 (139,622)	139,622 (139,622)	
比 較	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
補 正 後			16,723 (16,723)				
補 正 前			16,723 (16,723)				
比 較			0 (0)				

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
補 正 後						
補 正 前						
比 較						

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの
会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数見込みは73人)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
		制度改正に伴う増減分		
職員手当	216 [0]	扶養手当 通勤手当 住居手当 216 [0]	△ 39 9 100 63	管理職員特別勤務手当 管理職手当
		その他の増減分		

[]内は再任用職員を外書きしたもの

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調査書

(単位:千円)

区分	分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
					当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
2. 災害復旧債	補正前 (A)	31,681	33,066	21,000	3,397	50,669	
	補正後 (B)			79,600		79,600	
(1) 農林水産	補正後 (C)	31,681	33,066	100,600	3,397	130,269	
	補正前 (A)	7,706	7,746	1,100	1,237	7,609	
(2) 木	補正後 (B)			9,700		9,700	
	補正後 (C)	7,706	7,746	10,800	1,237	17,309	
合計	補正後 (C)	23,975	25,320	19,900	2,160	43,060	
	補正前 (A)	4,798,755	4,594,286	501,477	468,908	4,626,855	
	補正後 (B)			79,600		79,600	
	補正後 (C)	4,798,755	4,594,286	581,077	468,908	4,706,455	

令和 2 年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 142,027 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 月 4 日提出
太良町長 永 淵 孝 幸

歳入

第1表 歳入歳出予算補正

		正額の前額の補正額			
		項	補正額	正額	計
7. 国庫支出金			0	3 6	3 6
	2. 国庫補助金		0	3 6	3 6
	歳入合計	1 4 1, 9 9 1	3 6	1 4 2, 0 2 7	

(単位:千円)

歳出

		項	補正前の額	補正額	額	計
1.	総務費		726	185	911	
	1. 総務管理費		721	185	906	
5.	予備費		1,457	△149	1,308	
	1. 予備費		1,457	△149	1,308	
	歳出合計		141,991	36	142,027	

(単位：千円)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

	款	補正前の額	補正額	計	備考
7. 国庫支出金		0	36	36	
歳入合計	141,991		36	142,027	027

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				国県支出金	地方債	その他の一般財源
1. 総務費	726	185	911	36		△149
5. 予備費	1,457	△149	1,308			△149
歳出合計	141,991	36	142,027	36		

2 竣入
(款) 7. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節 分		金額	説明
				区分	金		
1. 民生費国庫補助金	0	36	36	1. 民生費国庫補助金		36	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金(定額)
計	0	36	36				

3 歳 出
(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 領	計	補正額の財源内訳			一般財源	節	説明
				特	定 財	源			
				国県支出金	地方債	その他			
1. 一般管理費	721	185	906	36			149	12. 委託料	185 電算システム改修委託料
計	721	185	906	36			149		

(款) 5. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	1,457	△149	1,308				△149		
計	1,457	△149	1,308				△149		

令和 2 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるとところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,538,787 千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 4 日提出
太良町長 永 渕 孝 幸

歳 入

第1表 歳 入 歳 出 予 算 捩 正

		項 款	補 正 前 の 額	補 正 額	(単位：千円)
					計
10. 繰入金			133, 888	20, 000	153, 888
	2. 基金繰入金		50, 000	20, 000	70, 000
		合 計	1, 518, 787	20, 000	1, 538, 787
	歳 入				

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		982, 81.7	110, 629	1, 093, 446
1. 療養諸費		846, 178	81, 780	927, 958
2. 高額療養費		127, 971	28, 849	156, 820
10. 予備費		100, 955	△90, 629	10, 326
1. 予備費		100, 955	△90, 629	10, 326
歳	出合計	1, 518, 787	20, 000	1, 538, 787

1 総括

(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
10. 繰入金	133,888	20,000	153,888	
歳入合計	1,518,787	20,000	1,538,787	

(単位：千円)

歳出 (歳出)	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				国県支出金	地方債	その他の一般財源
2. 保険給付費	982,817	110,629	1,093,446		20,000	90,629
10. 予備費	100,955	△90,629	10,326			△90,629
歳出合計	1,518,787	20,000	1,538,787		20,000	

2 歳 入
(歳) 10. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
1. 支払準備基金繰入金	50,000	20,000	70,000	1. 支払準備基金繰入金	20,000	国民健康保険給付費基金繰入金
計	50,000	20,000	70,000			

3 歳 出
(款) 2. 保険給付費 (項) 1. 療養諸費用

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源・内訳			説 明
				特	定 地方債	財 源	
				一般財源	その他	一般財源	
1. 一般被保険者療養給付費	834,315	79,759	914,074	国県支出金		20,000	59,759 一般被保険者療養給付費負担金
3. 一般被保険者療養費	8,248	2,021	10,269				2,021 一般被保険者療養費負担金
計	846,178	81,780	927,958			20,000	61,780

(款) 2. 保険給付費 (項) 2. 高額療養費

1. 一般被保険者高額療養費	127,586	28,849	156,435			28,849	18. 負担金補助及び交付金	28,849 一般被保険者高額療養費負担金
計	127,971	28,849	156,820			28,849		

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	100,955	△90,629	10,326			△90,629		
計	100,955	△90,629	10,326			△90,629		

令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）

令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるとところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 賛出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第1表 賛出予算補正」による。

令和2年12月4日提出
太良町長 永淵孝幸

歳出

第1表 歳出予算補正

(単位：千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1.	事業費		42, 654	25	42, 679
	1. 事業費		42, 654	25	42, 679
3.	予備費		194	△25	169
	1. 予備費		194	△25	169
	歳出合計		60, 535	0	60, 535

歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				国県支出金	地方債	その他の一般財源
1. 事業費	42,654	25	42,679			25
3. 予備費	194	△25	169			△25
歳出合計	60,535	0	60,535			

2 級 出
(款) 1. 事業費 (項) 1. 事業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 領	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
				特	定	財		
				国県支出金	地方債	その他		
1. 一般管理費	9,951	25	9,976				25	25 共済組合負担金
計	42,654	25	42,679				25	

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	194	△25	169				△25	
計	194	△25	169				△25	

1 一般職

(1) 総括

補正予算給与費明細書

(単位:人、千円)

区分	分職員数	給与費			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
補正後	1		2,365	1,830	4,195	4,920
補正前	1		2,365	1,830	4,195	4,895
比率	0		0	0	0	25

職員手当区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	当該手当
正當		506		370	318		86
正後							
正前		506		370	318		86
正較	0	0	0	0	0		0

職員手当区分	特勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金	当該手当
正當		100	450	
正後				
正前		100	450	
正較	0	0	0	

令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるとところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ569千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,771千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和2年12月4日提出
太良町長 永淵孝幸

歳入

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 事業外収入		5, 532	39	5, 571
4. 雑入	0		39	39
3. 資本的収入		49, 147	530	49, 677
2. 他会計繰入金	20, 997		530	21, 527
歳入	合計	113, 202	569	113, 771

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		45,066	655	45,721
1. 総務費		18,878	105	18,983
2. 管理費		26,188	550	26,738
3. 資本的費用		54,794	5,300	60,094
1. 建設事業費		45,029	5,300	50,329
4. 予備費		9,062	△5,386	3,676
1. 予備費		9,062	△5,386	3,676
歳出合計		113,202	569	113,771

1 総括

(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
2. 事業外収入	5, 532	39	5, 571	
3. 資本的収入	49, 147	530	49, 677	
歳入合計	113, 202	569	113, 771	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	地方債	財 源	そ の 他
1. 事業費	45,066	655	45,721				655
3. 資本的費用	54,794	5,300	60,094			530	4,770
4. 予備費	9,062	△5,386	3,676				△5,386
歳 出 合 計	113,202	569	113,771			530	39

2 賺入
(款) 2. 事業外収入 (項) 4. 雜入

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雜入	0	39	39	1. 雜入	39	消費税還付金
計	0	39	39			

(款) 3. 資本的収入 (項) 2. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	20,997	530	21,527	1. 一般会計繰入金	530	一般会計繰入金
計	20,997	530	21,527			

3 総務費
(款) 1. 事業費 (項) 1. 総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節	説明
				特	定	財			
				国県支出金	地方債	その他			
1. 総務費	18,878	105	18,983				105	4. 共済費	105 共済組合負担金
計	18,878	105	18,983				105		

(款) 1. 事業費 (項) 2. 管理費

1. 管理費	26,188	550	26,738				550	10. 需用費	550 修繕料
計	26,188	550	26,738				550		

(款) 3. 資本的費用 (項) 1. 建設事業費

1. 建設事業費	0	4,200	4,200			420	3,780	14. 工事請負費	4,200 水道施設災害復旧事業(単独)
2. 建設改良増設費	45,029	1,100	46,129			110	990	14. 工事請負費	1,100 水道施設改良事業
計	45,029	5,300	50,329			530	4,770		

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源 △5,386	節 区 分	金額	説明
				特	定	財	源				
				国県支出金	地方債	その他					
1. 予備費	9,062	△5,386	3,676					△5,386			
計	9,062	△5,386	3,676					△5,386			

2 一般職
(1) 総括

補正予算給与費明細書

(1) 総括 (単位:人、千円)

区分	分職員数	給与費			共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当			
補正後	3		8,306	5,724	14,030	2,493	16,523
補正前	3		8,306	5,724	14,030	2,388	16,418
比較	0		0	0	0	105	105

職員手当	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
				1,786	1,215		18
				1,786	1,215		18
				0	0		0

職員手当	区分	特勤手当	時間外勤務手当	退職手当	組合負担金
				586	1,579
				586	1,579
				0	0

令和2年度 町立太良病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるとところによる。

第2条 令和2年度町立太良病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

入				（既決予定額）				（補正予定額）				（ 計 ）	
第1款	（ 科 目 ）	病院事業収益		1,266,354 千円		6,798 千円		1,273,152 千円					
第1項		医業収益		1,035,096 千円		△ 110,032 千円		925,064 千円					
第2款		医業外収益		231,258 千円		116,830 千円		348,088 千円					
第2項		収 入 合 計		1,370,272 千円		6,798 千円		1,377,070 千円					
支	（ 科 目 ）												
第1款	病院事業費用			1,258,614 千円		6,798 千円		1,265,412 千円					
第1項	医業費用			1,233,432 千円		6,798 千円		1,240,230 千円					
支	出 合 計			1,370,272 千円		6,798 千円		1,377,070 千円					

第3条 予算第4条本文括弧中「42,592千円」を「42,599千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

入			
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)
第1款	資本的收入	63,867 千円	8,093 千円
第3項	補助金	0 千円	8,093 千円
出			
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)
第1款	資本的支出	106,449 千円	8,110 千円
第1項	建設改良費	42,600 千円	8,110 千円

令和2年12月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和2年度町立太良病院事業会計予算実施計画書
収益的収入及び支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益			1,266,354	6,798	1,273,152
1 医業収益			1,035,096	△ 110,032	925,064
	1 入院収益		695,541	△ 110,032	585,509
2 医業外収益			231,258		348,088
	1 捧助金		150,729		267,559
	収益的収入合計		1,370,272	6,798	1,377,070

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用			1,258,614	6,798	1,265,412
1 医業費用			1,233,432	6,798	1,240,230
	2 材料費		166,500	44	166,544
	3 経費		169,133	6,754	175,887
	収益的支出合計		1,370,272	6,798	1,377,070

資 本 的 収 入 及 び 支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入			63,867	8,093	71,960
	3 槟助金		0	8,093	8,093
	1 具補助金		0	8,093	8,093
資 本 的 収 入 合 計		63,867	8,093		71,960

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出			106,449	8,110	114,559
	1 建設改良費		42,600	8,110	50,710
	2 固定資産購入費		21,000	8,110	29,110
資 本 的 支 出 合 計		106,449	8,110		114,559

令和2年度 町立太良病院事業会計補正予算説明書
 収益的収入及支出

(収入)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 病院事業収益		1,266,354	6,798	1,273,152			
1 医業収益		1,035,096	△ 110,032	925,064			
1 入院収益		695,541	△ 110,032	585,509	1 国保診療収益	△ 13,203	国保
				2 社保診療収益		△ 9,902	社保
				3 後期高齢者医療 保険診療収益		△ 72,621	後期高齢者
				4 一部負担収益		△ 14,306	一部負担金
2 医業外収益		231,258	116,830	348,088			
1 補助金		150,729	116,830	267,559	2 県補助金	116,830	佐賀県新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金 110,032
							佐賀県新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急協力金 6,000
							佐賀県新型コロナウイルス感染症急救・周産期・小児医療体制確保補助金 798
収益的収入合計		1,370,272	6,798	1,377,070			

(支 出)

(単位 : 千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 病院事業費用		1,258,614	6,798	1,265,412			
1 医業費用		1,233,432	6,798	1,240,230			
2 材料費		166,500	44	166,544	3 医療消耗備品費		44 非接触式温度計
3 経 費		169,133	6,754	175,887	6 消耗備品費		754 足踏み式ごみ箱 外
					13 修繕費		6,000 空調設備 外
収 益 的 支 出 合 計		1,370,272	6,798	1,377,070			

令和2年度 町立太良病院事業会計補正予算説明書
資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 資本的収入		63,867	8,093	71,960			
3 補助金		0	8,093	8,093			
	1 県補助金	0	8,093	8,093	1 県補助金	8,093	佐賀県新型コロナウイルス感染症救助金
	資本的収入合計	63,867	8,093	71,960			急・周産期・小児医療体制確保補助金

(支出)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 資本的支出		106,449	8,110	114,559			
1 建設改良費		42,600	8,110	50,710			
	2 固定資産購入費	21,000	8,110	29,110	1 器械	6,210	生体情報モニター 外
					2 備品	1,900	空気清浄機 外
	資本的支出合計	106,449	8,110	114,559			

太良町国民健康保険税条例(昭和34年条例第95号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円納稅義務者並びにその世帯に属する者(前年中に法第703条の5に規定する給与所得金額に係る所得稅法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与可得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する給与所得金額に係る所得稅法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年</p>

金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 17,640円
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 20,160円
(2) 特定世帯 10,080円
(3) 特定継続世帯 15,120円
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,200円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,880円
(2) 特定世帯 2,940円

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 17,640円
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 20,160円
(2) 特定世帯 10,080円
(3) 特定継続世帯 15,120円
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,200円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,880円
(2) 特定世帯 2,940円

- (3) 特定継続世帯 4,410円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
て 6,160円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について
て 3,500円
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が
330,000円
-
- に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯
同一世帯所屬者1人につき285,000円を加算した金額を超えた世帯
に係る納稅義務者(前号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第
1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,600円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世
帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,400円
(2) 特定世帯 7,200円
(3) 特定継続世帯 10,800円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

- (3) 特定継続世帯 4,410円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
て 6,160円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について
て 3,500円
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が
430,000円(納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保
険者及び特定同一世帯所屬者のうち給与所得者等の数が2以上の場
合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた數
に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定
同一世帯所屬者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯
に係る納稅義務者(前号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第
1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,600円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世
帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,400円
(2) 特定世帯 7,200円
(3) 特定継続世帯 10,800円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円
 - (2) 特定世帯 2,100円
 - (3) 特定継続世帯 3,150円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,400円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,500円
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,040円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世

- 1人について 3,000円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円
 - (2) 特定世帯 2,100円
 - (3) 特定継続世帯 3,150円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,400円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,500円
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,040円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世

帶の区分に応じ、それぞれに定める額		
(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,760円	
(2) 特定世帯	2,880円	
(3) 特定継続世帯	4,320円	
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)		
1人について	1,200円	
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額		
(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,680円	
(2) 特定世帯	840円	
(3) 特定継続世帯	1,260円	
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について		
て 1,760円		
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について		
て 1,000円		
附 則		
(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)		
2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若し		

帶の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,760円

(2) 特定世帯 2,880円

(3) 特定継続世帯 4,320円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 1,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,680円

(2) 特定世帯 840円

(3) 特定継続世帯 1,260円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

て 1,760円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について

て 1,000円

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若し

くは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第25条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」であるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の太良町国民健康保険税の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

くは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第25条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	議案上程 町長提案 議案第 92 号 町長の提案理由の説明
追加日程第 2	議案第 92 号 財産の取得について
追加日程第 3	意見書第 3 号 公共交通維持のための財政支援拡充を求める意見書(案)の提出について

追 加 提 出 議 案 目 錄

議案第92号 財産の取得について

上記のとおり

令和2年12月11日

太良町長 永 淵 孝 幸

追 加 提 出 議 案 目 錄

意見書第3号 公共交通維持のための財政支援拡充を求める意見書（案）の提出について

上記のとおり

令和2年12月11日

太良町議会議長 坂口久信

議案第92号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年太良町条例第15号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月11日提出

太良町長 永淵孝幸

記

財産の表示	取得価格	契約の方法	契約の相手方
児童生徒学習用パソコン端末 450台	19,701,000円	一般競争入札	佐賀県佐賀市鍋島町大字森田 902番地 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

(提案理由)

太良町立小・中学校においてGIGAスクール構想実現に向け児童生徒学習用パソコン端末を整備する必要が生じたため、この案を提案する。

意見書第3号

令和2年12月11日

太良町議会議長
坂口久信様

提出者 太良町議会議員 川下武則

賛成者	//	山 口 一 生
//	//	西 田 辰 実
//	//	松 崎 近
//	//	待 永 るい子
//	//	竹 下 泰 信
//	//	田 川 浩
//	//	江 口 孝 二
//	//	所 賀 廣
//	//	久 保 繁 幸

公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書（案）の提出について

太良町議会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

別紙

公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書（案）

地域における公共交通は、住民にとって必要不可欠な生活基盤であり、とりわけ路線バスは、移動手段を持たない高齢者の買い物や通院、中学生や高校生の通学などに利用される重要な交通機関である。

また、地方は自動車に依存した社会構造となっており、今後、急速な高齢化によって運転免許証の返納者が増加すれば、公共交通機関の必要性はますます大きくなると思われる。

一方、人口減少や自家用車の利用などにより、近年、路線バス利用者は大幅に減少し、交通事業者の路線バス運行事業は赤字が続いている、バス路線を維持するためには国や地方自治体の財政支援が欠かせないものとなっている。

このため、関係自治体にとっては、多額の補助金を支出することが大きな負担となっており、国による財政支援の拡充がなければ、公共交通としてのバス路線の維持は困難な状況に陥っている。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大によって公共交通機関の利用者は激減し、交通事業者の収益は著しく低下しており、路線バス運行のための企業努力も限界に達している。

このような中、地域における公共交通がその機能を十分に發揮し、真に活力ある地域・経済社会をつくっていくためにも公共交通に対する財政支援の拡充が求められている。

よって、国においては、地方自治体が取り組む地域公共交通の維持にかかる補助事業について、補助要件を緩和するなどの財政支援措置を大幅に拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月11日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣 菅 義 偉 様
衆議院議長 大 島 理 森 様
参議院議長 山 東 昭 子 様
総務大臣 武 田 良 太 様

財務大臣 麻生太郎 様
国土交通大臣 赤羽一嘉 様
内閣官房長官 加藤勝信 様